

## 協 定 書

三重大学教育学部（以下「甲」という。）と四日市市教育委員会（以下「乙」という。）とは、相互の連携協力について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 甲と乙は、相互に連携協力し、教員養成の充実及び教職員等の資質の向上を図るとともに、教育上の諸課題等に適切に対応することにより、大学における教育・研究及び四日市市の教育の充実、発展を目指すものとする。

（内容）

第2条 甲と乙が連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

- (1) 教員の養成に関すること
- (2) 教職員等の研修に関すること
- (3) 学校教育活動への支援に関すること
- (4) 天津師範大学からの三重大学留学生との交流促進に関すること
- (5) その他双方が必要と認めること

（方法）

第3条 甲と乙が連携協力するに当たっては、教職員の派遣及び受け入れ、施設設備等の利用について、業務に支障のない限りにおいて、お互いに便宜を供するものとする。

（経費）

第4条 甲と乙が連携協力するための経費は、個別事業毎に協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成20年 3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の30日前までに、甲と乙のいずれからでも申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（補足）

第6条 この協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

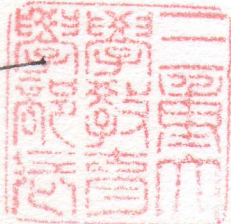
2 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、甲と乙は協議してその解決を図るものとする。

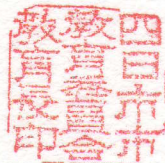
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年11月22日

甲 津市栗真町屋町1577番地  
三重大学教育学部  
学部長

乙 四日市市諏訪町1番5号  
四日市市教育委員会  
教育長

丹保 健 

川比 欣哉 

## 変更協定書

三重大学教育学部（以下「甲」という。）と四日市市教育委員会（以下「乙」という。）は、平成 18 年 11 月 22 日付で締結した協定（以下、「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第 2 条第 4 号を削除し、第 5 号を第 4 号とする。

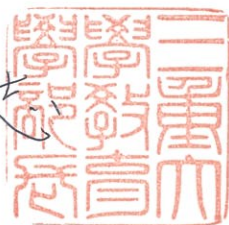
この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を原協定書とともに保有する。

令和 2 年 2 月 28 日

甲 津市栗真町屋町 1 5 7 7 番地  
三重大学教育学部  
学部長

乙 四日市市諏訪町 1 番 5 号  
四日市市教育委員会  
教育長

鶴原 清志



葛西 文雄

